

令和6年12月25日

各団体代表者 殿

島根労働局雇用環境・均等室長

改正育児・介護休業法及び改正次世代育成支援対策推進法
フリーランス法等の周知について (協力方依頼)

平素より、雇用環境・均等行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、男女とも仕事と育児・介護を両立できるようにするため、令和6年5月31日に育児・介護休業法、及び次世代育成支援対策推進法(以下次世代法という)が改正公布され、令和7年4月1日(一部については令和7年10月1日)から施行されます。

改正内容としては、子の看護休暇を小学校3年生まで対象とすることや、所定外労働(残業免除)の制限を小学校就学までの子を対象とすること、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対する措置を2つ以上設置すること、次世代法の有効期限が令和17年3月31日まで延長され、次世代法の行動計画策定時に労働者の時間外・休日労働の状況、男性労働者の育児休業取得率等を把握し数値目標として盛り込むこと等となっています。これにより就業規則の改正や、令和7年4月1日以降に次世代法の行動計画を策定する場合は、状況把握・数値目標を盛り込むことが必要となります。

また、令和6年11月1日から、フリーランスと発注事業者の間の取引の適正化・就業環境整備に関するフリーランス法が施行されました。

つきましては、下記資料を送付いたしますので会員の方への周知方御協力頂きたい、御多忙の折とは存じますが、よろしく御願い申し上げます。

- 別添
- 1 改正育児・介護休業法等説明会チラシ
 - 2 育児・介護休業法改正ポイントご案内リーフレット
 - 3 次世代育成支援対策推進法改正のポイント
 - 4 島根労働局雇用環境・均等室からのお知らせ

島根労働局雇用環境・均等室
TEL0852-31-1161